

林野庁関係提出法案の概要

- (1) 森林経営管理法案 … 1
- (2) 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案 … 9

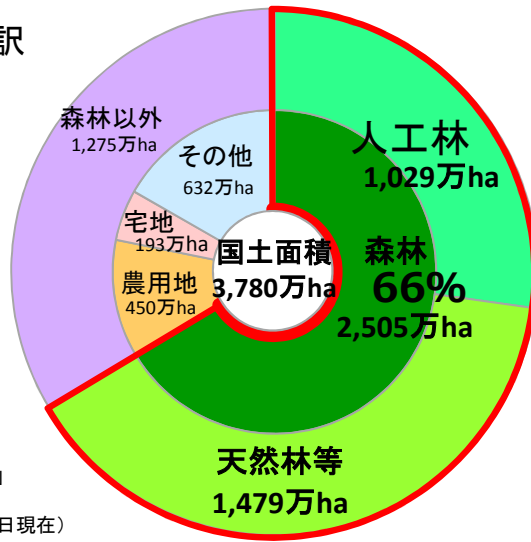
平成30年4月

林野庁

森林資源の現状

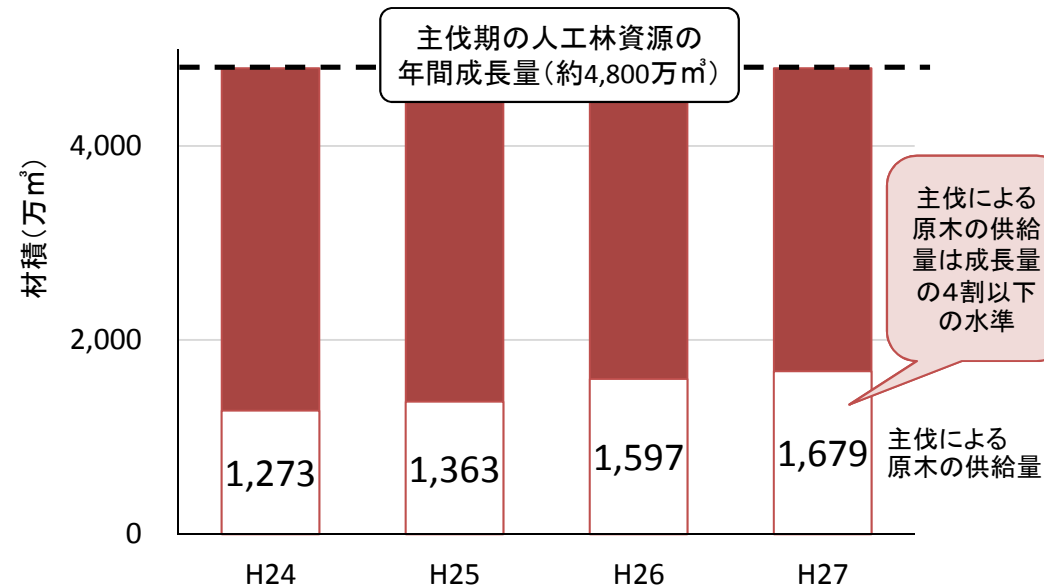
- 我が国の森林面積は国土面積の3分の2にあたる2,500万ha(そのうち人工林は1,000万ha)。
- **人工林の約半数が11 齢級以上となる主伐期を迎えようとしている。**
- **主伐期を迎えた人工林の直近5年間の平均蓄積増加量は、年間4,800万^m。主伐による原木の供給量は1,679万^m(H27)。**
- 条件のよい人工林においては主伐が行われているが、**人工林資源は十分に活用されていない状況。**

■ 国土面積と森林面積の内訳



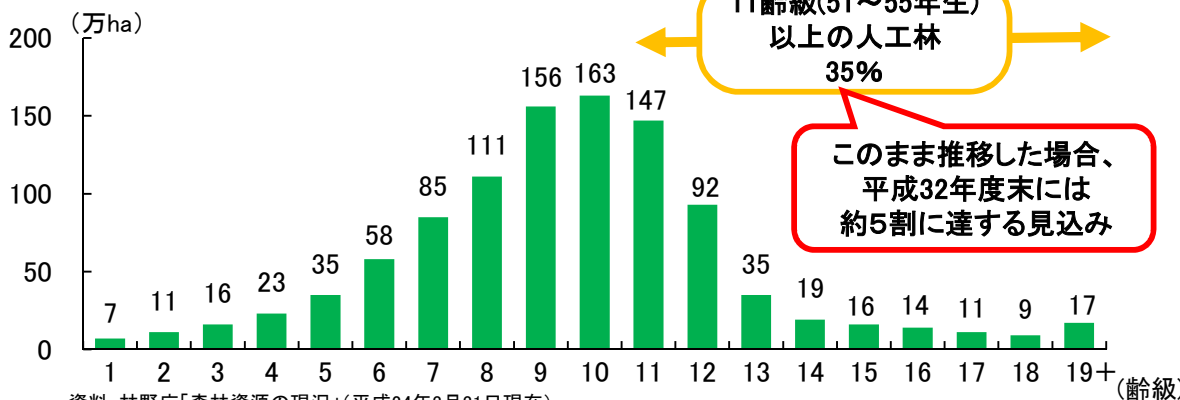
資料: 国土交通省「平成28年度土地に関する動向」(平成27年の数値)、林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)
注: 計の不一致は四捨五入によるもの

■ 主伐期の人工林資源の成長量と主伐による原木の供給量



資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)、「森林・林業統計要覧」(H28)に基づき試算
注: 年間成長量には間伐材の供給量を含まない。また、原木の供給量は丸太換算した材積

■ 人工林の齢級別面積

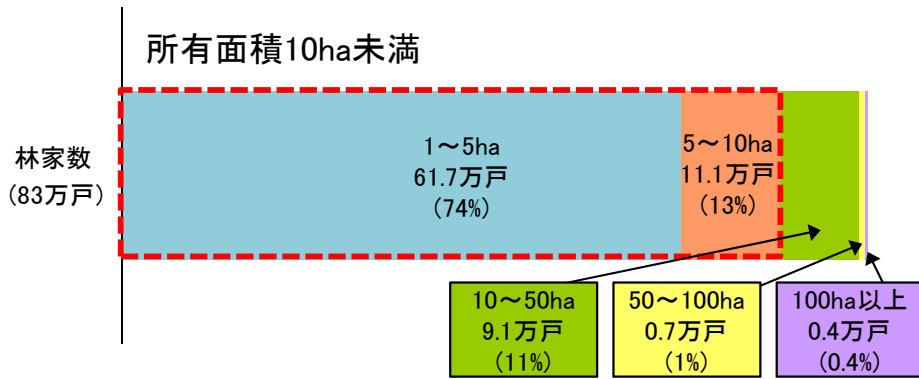


資料: 林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)
注1: 齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1 齢級」と数える。
注2: 森林法第5条及び第7条2に基づく森林計画の対象となる森林の面積。

林業の現状

- 我が国の森林の所有形態は零細であり、8割の森林所有者は森林の経営意欲が低い
 - 意欲の低い森林所有者のうち7割の森林所有者は主伐の意向すらない
- 一方で、
- 林業経営者(素材生産業者等)のうち7割の者は規模拡大の意向があるが、4割の者が事業を行う上での課題として、「事業地確保が困難」を挙げている。
 - その他、事業を拡大する上での課題としては、「路網の未整備」、「資本装備(林業機械)更新が困難」などがある。

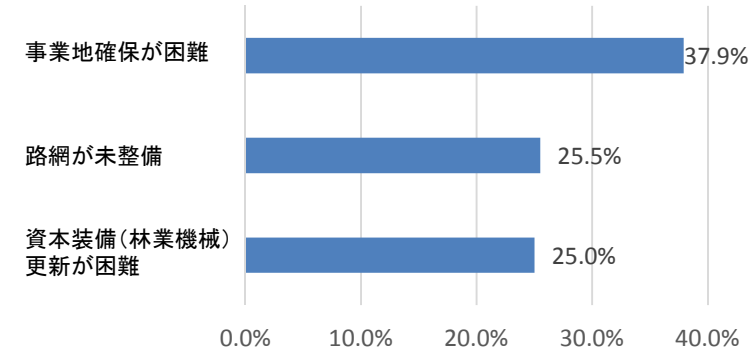
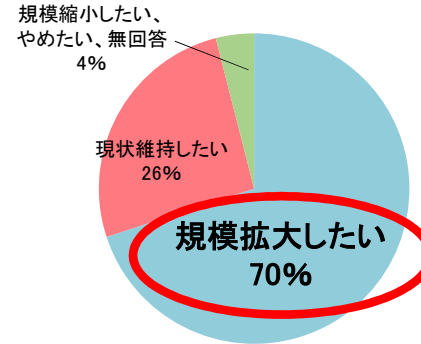
■ 林家の保有山林面積



資料: 農林水産省「2015年農林業センサス」 注: 林家とは保有森林面積が1ha以上の者。

■ 林業経営者(素材生産業者等)の規模拡大の意向

- 今後の経営規模に関する意向
- 事業を行う上での課題

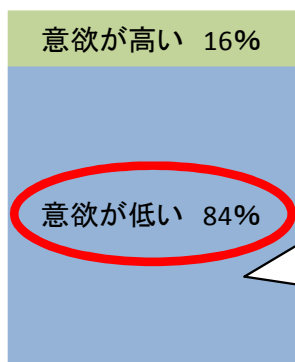


※素材生産業者へのアンケート結果(H27)を集計

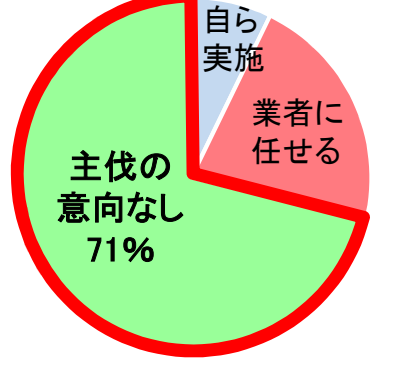
※雇用関係は除く
※複数回答可

■ 森林所有者の経営意欲は低い

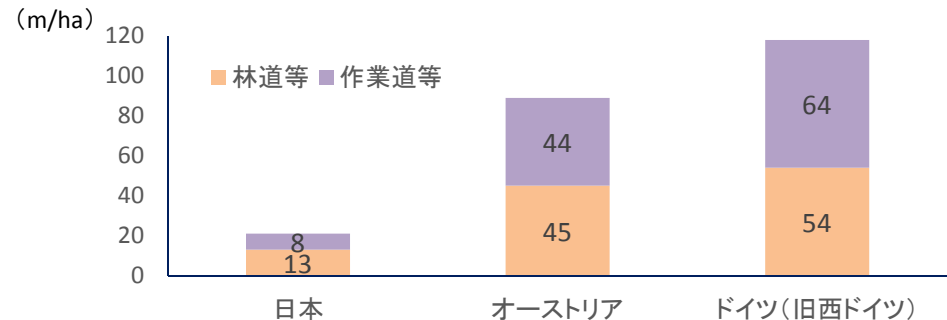
- 森林経営意欲



- 主伐の意向



■ 路網密度の諸外国との比較



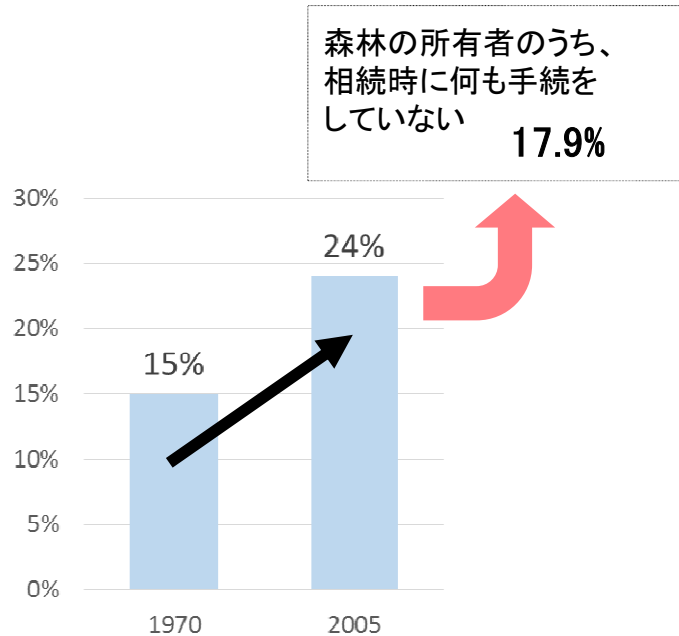
資料: BFW 「Österreichische Waldinventur」、BMELV 「Bundeswaldinventur (BWI)」、林野庁業務資料
注: オーストリアは、Österreichische Waldinventur 1992/96による生産林における数値
ドイツ(旧西ドイツ)は Bundeswaldinventur 1986/1989による数値
日本は都道府県報告による平成27(2015)年現在の開設実績の累計

資料: 農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(H27)に基づき作成
注1: 意欲が高い者とは、経営規模を拡大したいと回答した者。また、林業をやめたいとした者は集計から除いている
注2: 主伐の意向は、今後5年間の意向

森林における所有者不明土地問題について

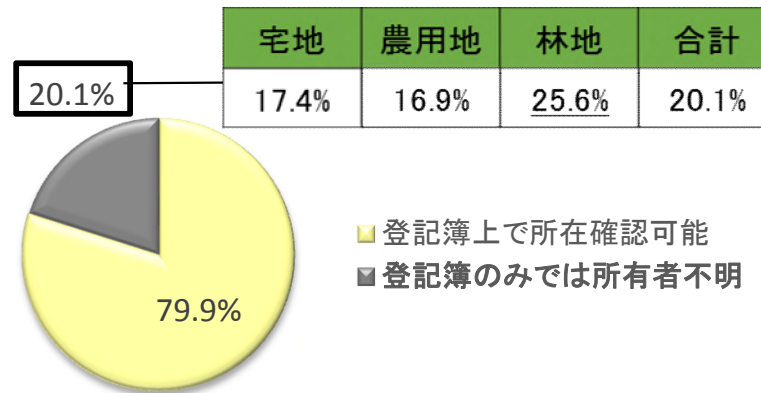
○ 森林現場においては、不在村者の所有面積は増加傾向であり、不在村者の相続者が何も手続をしていない場合が存在。また、地籍調査も進捗が遅れている状況。人口動態等を考えれば、今後ますます、これらの問題が増加する可能性。

■不在村者保有の森林面積の割合



資料:農林水産省「農林業センサス」
国土交通省 (H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート)
注1:不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。
注2:国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

■地籍調査での登記簿上の所有者不明土地割合



※ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人(土地所有者)の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

資料:国土交通省(平成28年度地籍調査における土地所有者等に関する調査)

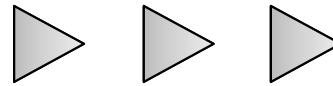
■地籍調査の実施状況

平成28年度末時点	進捗率 (%)
宅地	54
農用地	73
林地	45
合計	52

資料:国土交通省 (H29年3月調べ)

課題と対応方向

森林所有者



林業経営者(素材生産業者等)

課題

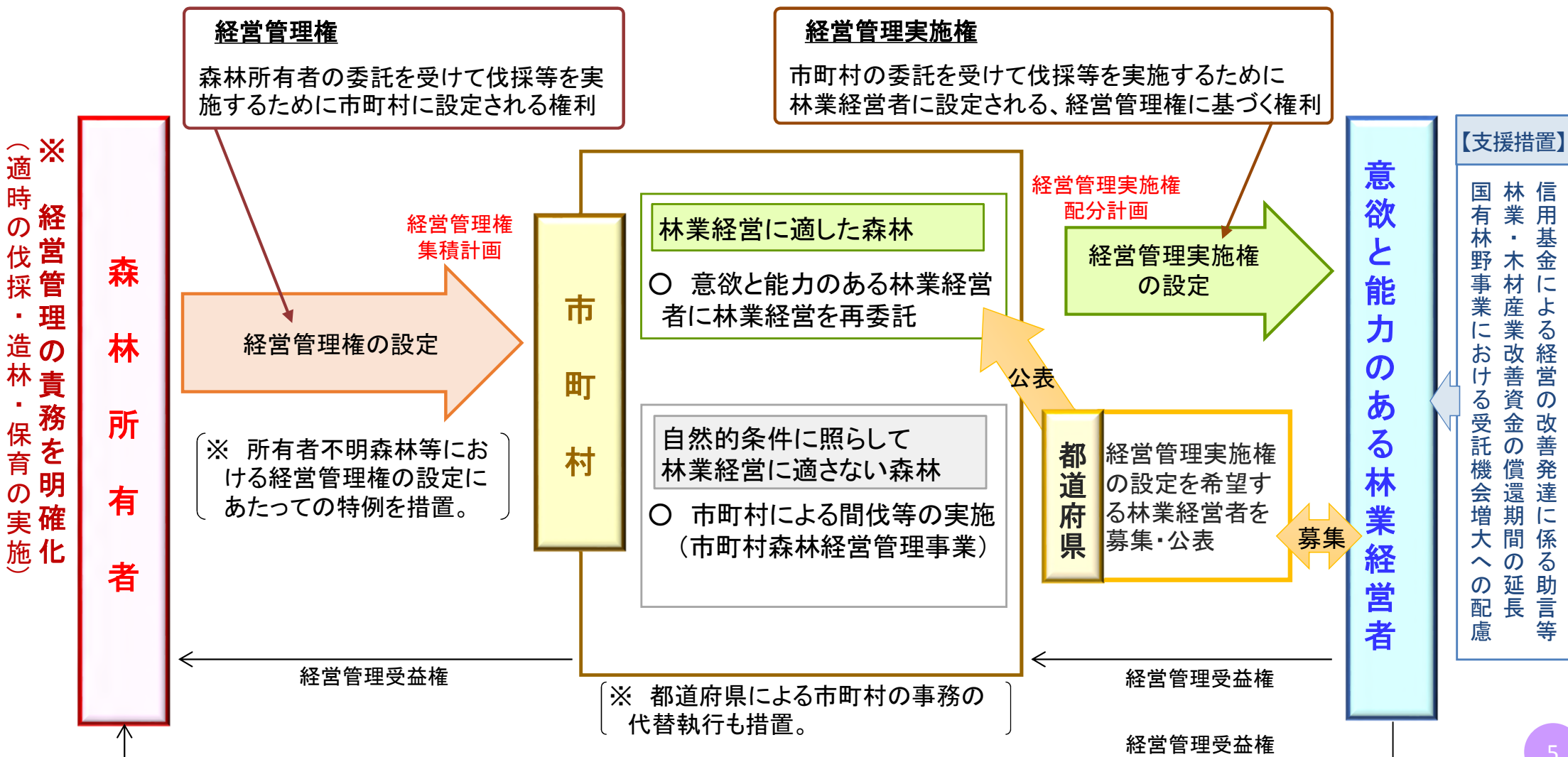
- 多くの森林所有者は森林経営の意欲が低い。
一方、多くの林業経営者(素材生産業者等)は、事業規模の拡大意欲があるものの、事業地の確保が困難となっている。
- このように、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者(素材生産業者等)との間のミスマッチが生じている。

対応の方向

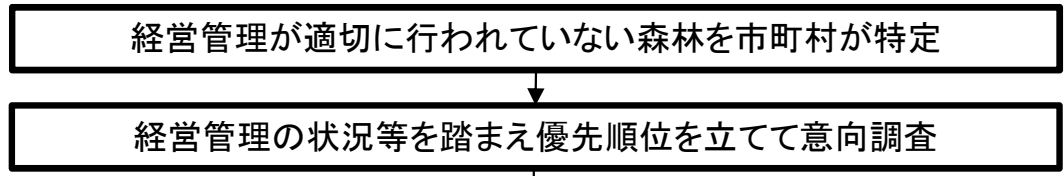
意欲と能力のある林業経営者に森林経営を委託する
新たな森林管理システムを構築し、
森林の管理経営の集積・集約化を推進

新たな森林管理システム（森林経営管理法案）の概要

- 以下の措置を基本とする新たな森林管理の仕組みを講ずる。
 - ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、**森林管理の責務を明確化**するとともに
 - ② **森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。**
 - ③ **再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。**



(参考) 経営管理権集積計画作成の流れ



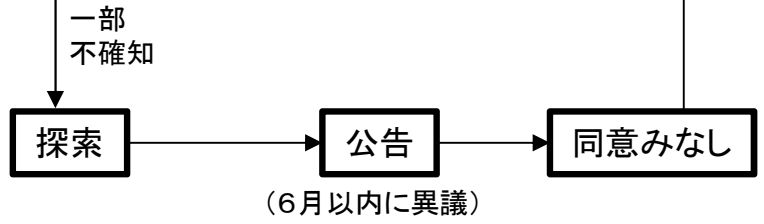
(1) 原則

全部確知・全員同意
(単独所有／共有)



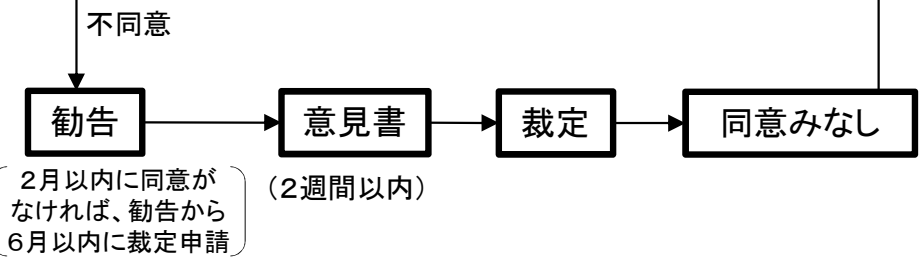
(2) 共有者不明森林の特例

一部不確知
確知共有者全員同意
(共有)



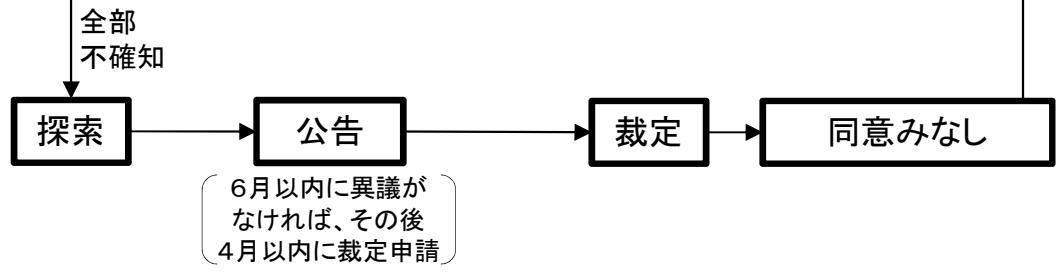
(3) 所有者不同意森林の特例

不同意者あり
(単独所有／共有)



(4) 所有者不明森林の特例

全部不確知
(単独所有／共有)



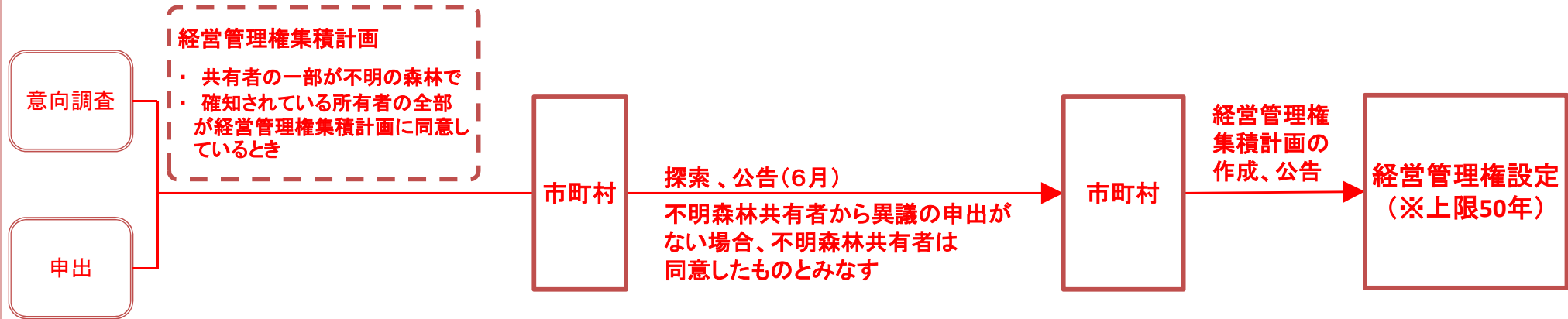
- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
 - ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されていない場合
 - (2) 共有者不明森林 → いつでも取消申出可
 - (3) 確知所有者不同意森林 (※意見書提出者に限る)
 - (4) 所有者不明森林 → 計画公告から5年以降に取消申出可
 - ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されている場合
 - ① 民間事業者の承諾を得た
 - ② やむを得ない事情かつ民間事業者に対し損失の補償を行った場合に取消申出可

(参考) 経営管理権設定の特例と農地の手続との比較

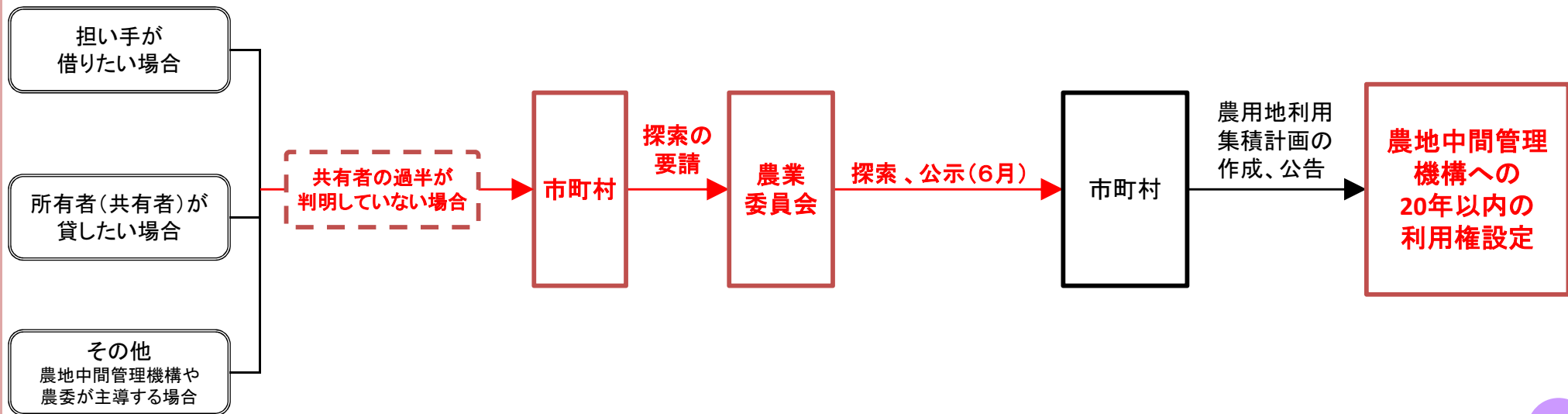
共有者不明森林の特例

赤字: 新制度にて措置

森林経営管理法



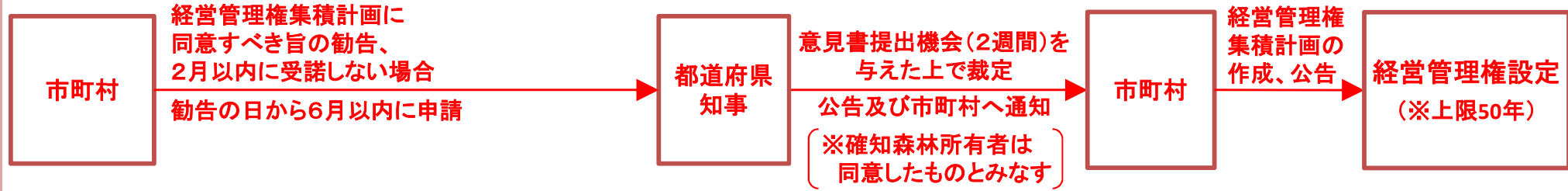
農業経営基盤強化促進法



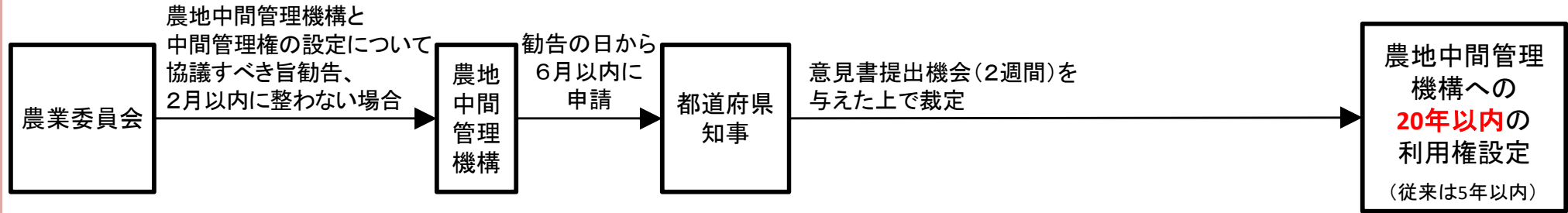
確知所有者不同意森林の特例

赤字:新制度にて措置

森林経営管理法

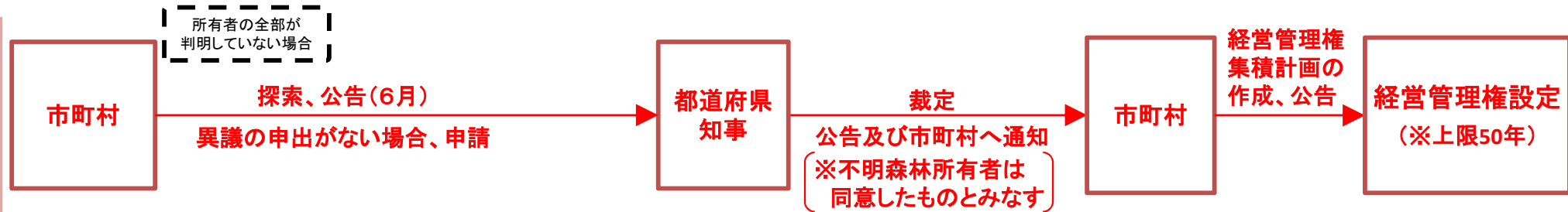


農地法(遊休農地)

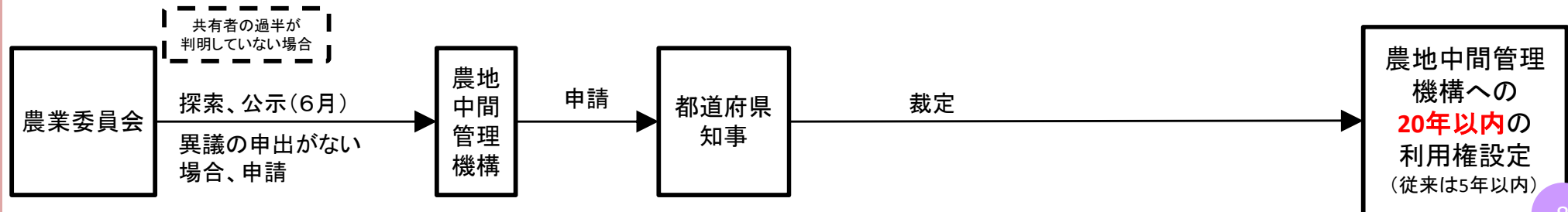


所有者不明森林の特例

森林経営管理法



農地法(遊休農地)



独立行政法人農林漁業信用基金について

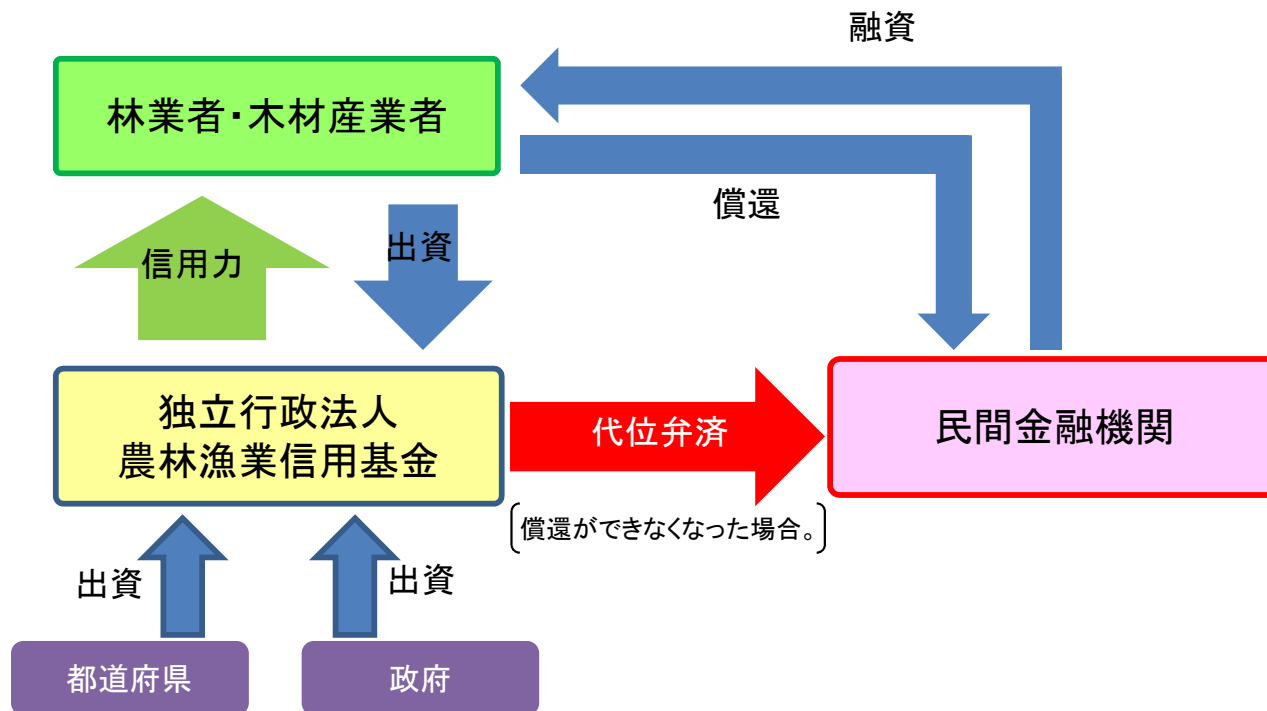
- 独立行政法人農林漁業信用基金は、自然条件に左右される等の特徴を持つ**農林漁業者の信用力を補完し、経営に必要な資金の融通**や共済金の支払が円滑に行われるよう、**保証・保険**や共済団体への貸付け等のサポート業務を総括的に実施。業務を行うための**財務基盤**は、国のほか全国にある農業・漁業信用基金協会、農業・漁業の共済団体、都道府県、林業者等による**出資から成り立っている**。
- 林業部門は昭和38年に設立され、現在は**保証業務**等を行っている。

林業信用保証制度の概要

林業・木材産業者が、**必要な資金を金融機関から借り入れる場合に、その借入れに係る債務の保証を行うもの**。保証を受けるにあたっては、**出資が必要**。

【対象となる林業・木材産業者】

会社にあつては、資本金1千万円以下または従業員300人以下、個人にあつては従業員300人以下等の要件あり。



保証残高

1,702件 368億円 (0.2億円/件)

新規保証引受

1,121件 279億円 (0.2億円/件)

出資金

227億円
(内訳) 政府 153億円 (67%)
都道府県 38億円 (17%)
林業者等 36億円 (16%)

【保証業務の対象となる資金】

造林・育林、素材生産、木材・木製品製造、薪炭生産、林業種苗生産、きのこ生産、木材卸売業を営むための資金が対象。

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案の概要

- 林業の成長産業化の推進に当たり、意欲と能力のある林業者等が経営規模の拡大を図るため、**円滑に債務保証を受けられるようにする必要**。

改正の背景

- ① 信用基金の林業者等に係る業務は、出資者である林業者等の債務保証を行うことに限定

⇒ 森林経営管理制度により、経営管理実施権の設定を受けた林業者等のうち、債務を増加させて規模拡大を行うという経験に乏しいものは、計画的な資金繰りができないおそれ

- ② 林業者等のうち会社にあつては、信用基金から債務保証を受けるための**規模要件**(資本金1,000万円以下、常時使用する従業員300人以下)あり

⇒ 経営規模は制定当時より拡大しており、現行の要件では限られた会社しか債務保証を受けられない

- ③ 林業者等が債務保証を利用するには、信用基金に出資する必要があるが、**出資持分の払戻しは法で禁止**されており、保証利用が終了しても出資持分を回収できないことが林業者等にとって過大な負担

⇒ 林業者等の債務保証利用の妨げとなり、規模拡大を断念するおそれ

法案の概要

1. 信用基金の業務の追加

- 信用基金の業務として、**森林経営管理法(仮称)による経営管理実施権の設定を受けた林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等**を追加

2. 債務保証の対象の拡大

- 林業を営む会社が債務保証を受けるための資本金に係る要件を「1,000万円以下」から**「3億円以下」**に引上げ

3. 林業信用保証業務に係る出資者に対する持分の払戻し

- **林業者等に対し、出資持分の額の全部又は一部の払戻しを行えるような仕組み**を措置